

## 市民農園利用の決まり

お互いが気持ち良く楽しく利用できるよう、次のことを守り利用しましょう。

- 1 市が開設した市民農園は、農園として利用すること。
- 2 市民農園で栽培する作物は、単年性のものとする。
- 3 栽培する作物は自家消費用であること。
- 4 使用できる区画内で余裕をもって栽培すること。
- 5 土地の形状を変えたり、(農機具置き場や井戸など)建物やその他工作物を設置しないこと。
- 6 常に除草を心掛けること。
- 7 石・ガラス類・空缶・プラスチック類・ビニール等を放置しないこと。
- 8 車の乗り入れはしないこと。
- 9 薬剤を使用する場合は、使用方法に従い他の利用者の迷惑とならないよう細心の注意を払うこと。
- 10 作物を収穫した後の残渣(収穫した野菜の利用しない部分など)は、きちんと片付けて農園に放置しないこと。  
(農園内の空いている場所に捨てることも禁止です。)
- 11 地域農業者や他の利用者と協調し、相互交流を図ること。
- 12 土地所有者または市の都合により利用期間の途中で農園の閉鎖があった場合でも異議のないこと。
- 13 農園利用を中止する場合は、区画内のすべての資材・作物を整理し、必ず土を起こし使える状態にして返還すること。
- 14 利用の決まりを守り、土地所有者、周辺地域に迷惑をかけないこと。  
その他、市より指示があった場合には従うこと。  
(利用の決まりを遵守しない場合はその時点で農園利用を取り消す場合があります。)